

## 研究費の運営・管理に関する規程

制定 平成 20 年 7 月 30 日

改正 平成 26 年 9 月 24 日

令和 5 年 2 月 22 日

### (目的)

第 1 条 本規程は、国士舘大学（以下「本学」という。）における「研究活動における不正行為の防止及び対応に関する規程」に定めるもののほか、研究費を適正に運営・管理し、不正を未然に防止するために必要な事項を定める。

### (対象となる研究費)

第 2 条 本規程において「研究費」とは、学外の競争的研究費、民間企業等からの研究費及び本学規程による個人研究費を含む本学で扱う全てをいう。

### (職務権限の明確化)

第 3 条 研究費の事務処理に関する研究者等の権限と責任については、本法人の諸規程、その他関連規程等の定めによる。

2 学外の研究費に係る次項の管理及び諸手続きは、研究者等に代わり教務部学術研究支援課が研究者等の所属学部等と連携して行う。

- (1) 研究費（直接経費）の管理
- (2) 研究費（直接経費・管理経費）に係る諸手続
- (3) 研究者等が直接経費により購入した設備、備品又は図書（以下「設備等」という。）について、当該研究者等からの寄付受に関する諸手続
- (4) 研究者が配分を受ける直接経費に伴う間接経費を本法人に受け入れる事務及び当該研究者が他の研究機関に所属することになる場合の事務手続

### (納品の検収)

第 4 条 物品購入費・業務委託費の支出については、本法人の諸規程、その他関連規程等に則り適切に行う。

### (旅費及び謝金等の支出)

第 5 条 旅費及び謝金の支出については、本法人の諸規程、その他関連規程等に則り適切に行う。

### (情報発信)

第 6 条 不正防止の取り組みに関しては、本学のホームページで公表する。

### (内部監査)

第 7 条 監査は、内部監査規程に基づき実施する。

- (1) 本学全体の視点から研究費の運営及び管理並びに研究費の不正使用の防止等の体制整備等について改善に資する監査を行う。

- (2) 監査室は、不正防止部署との連携により、不正発生要因を把握し、それに応じた効果的かつ実効性のある監査を行う。
- (3) 監査室は、本法人の監事及び会計監査人との連携を強化し、監査にあたる。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議を経るものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成26年9月24日から施行する。
- 3 この規程は、令和5年4月1日から施行する。